

小樽芸術村

株式会社ニトリホールディングスにより開設された美術館で、似鳥美術館(旧北海道拓殖銀行小樽支店)、ステンドグラス美術館(旧高橋倉庫)、旧三井銀行小樽支店、小樽芸術村ミュージアムショップ(旧荒田商店)の4棟で構成されています。今回のツアーでは、似鳥美術館とステンドグラス美術館を見学します。似鳥美術館の4階は横山大観などの日本画、3階は岸田劉生を始めとする日本・海外の洋画、2階には高村光雲とその弟子たちの木彫などを展示、地下はアールヌーヴォー・アールデコギャラリーとなっています。

旧青山別邸

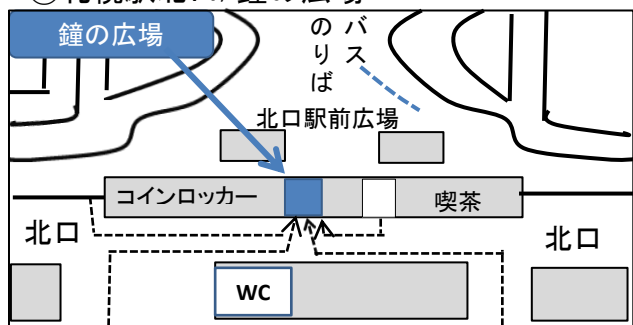
青山家は明治・大正を通じて鯉漁で巨万の富を築き上げました。その三代目、政恵が17歳の時に山形県酒田市の本間邸に魅せられ6年余りの歳月をかけて建てた別荘が旧青山別邸です。平成22年には国より登録有形文化財に指定されました。

小樽市能楽堂

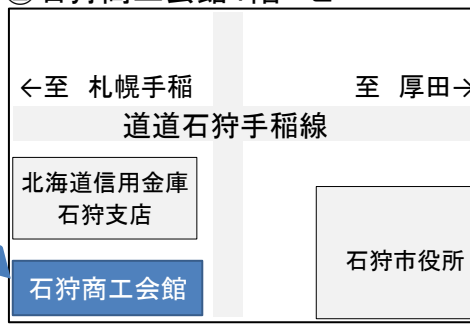
佐渡出身で荒物雑穀商として成功し、小樽市議会議員としても小樽市に貢献した岡崎謙氏が自宅邸内に建築した能舞台です。岡崎氏の没後、小樽市に寄贈され、小樽市公会堂の移設に伴い現在地に移されました。毎年期間限定にて一般公開しています。

■集合場所のご案内

①札幌駅北口/鐘の広場



②石狩商工会館1階ロビー



お申込み・お問合せは
アミーケ・インターナショナル株式会社
にお電話ください

電話番号 0133-74-3823
受付 月曜～金曜(8:30～17:30)
※業務の都合によりスタッフが不在となる場合がございます。留守番電話にメッセージを残して頂ければ折り返し連絡申し上げます。

旅行条件[要旨] ※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

1. 募集型企画旅行契約
この旅行はアミーケ・インターナショナル株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。

2. 旅行契約の内容及び旅行契約の締結
本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部により、本旅行の内容及び旅行契約の締結が行われます。

3. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送機関等の提供する運送・その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます))の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立
(1) 当社は、(2)旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「(1)と併せて「当社」といいます。))にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただけます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項(3)に定める旅行契約成立前、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしての申込金を返却いたします。

3. 旅行代金の額
申込金(おひとり)
20,000円未満 5,000円以上
20,000円以上50,000円未満 10,000円以上
50,000円以上100,000円未満 20,000円以上
100,000円以上 旅行代金の20%以上

4. 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で旅行契約は成立しており、当社が予約の承諾の旨を通知し、日の翌日より起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

5. 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。

6. 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに対応します。

7. 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

8. 旅行代金の支払方法
1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。))よりお支払いいただきます。
2. 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
4. 旅行代金の適用
1. 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方は、こども代金となります。

5. 旅行代金に含ませるもの
1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料等。
6. 旅行契約内容の変更
当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運計計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知し、かつ当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明いたします。

7. 旅行代金の額の変更
前項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の運送・その他の施設等の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその理屈を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用はお客様の負担となります。

8. お客様による旅行契約の解除
【1】旅行開始前
1. お客様は、いつでも以下の表で定める取消手数料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様のお申込みの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた日を基準とします。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行
[1]21日前に当たる日以前の解除	無料
[2]20日前に当たる日以前の解除([3]-[7]を除く)	無料
[3]10日前に当たる日以降の解除([4]-[7]を除く)	旅行代金の20%
[4]7日前に当たる日以降の解除([5]-[7]を除く)	旅行代金の30%
[5]旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%
[6]旅行開始の当日の解除([7]を除く)	旅行代金の50%
[7]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

2. お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
ア. 第6項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表に示されていないもの、その他の重要なものであることにより限ります。
イ. 第7項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて大きいとき。
エ. 当社がお客様に対し、別項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。
オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が可能とならなかったとき。

【2】旅行開始後
1. 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除または一時解除された場合は、お客様の権利放棄と見なし、一切の払い戻しをいたしません。
2. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に記した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該支拂った金額(当該支拂った金額に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払われなければならない費用に係る金額(当該支拂った金額に係る金額と差し引いたものをお客様に払い戻します。))を差し引いたものをお客様に払い戻します。

【3】旅行開始後
1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前旅行契約を解除することがあります。
ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
イ. お客様が病弱、必要な助動者不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼす、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
エ. お客様が、契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最小催行人員に達しなかったとき。
カ. お客様が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行にあっては3日目)に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知し、かつ、カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足の理由により、当社があらかじめ明示した旅行日程に耐えられないおそれがあるとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれ極めて大きいとき。
ク. お客様が、ご提供いただいた個人情報について、1. お客様との間の連絡のため、2. 旅行に際して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、3. 旅行に関する権利主張のために、4. 当社旅行契約上の責任において事務的・法的責任等に基づき発生する権利主張のために、5. 当社及び当社と提携する企業の商品サービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、6. 旅行参加後のご意見ご感想のお問い合わせのため、7. アンケートのお願いのため、8. 特許サービス提供のため、9. 統計資料作成のために利用させていただきます。

14. その他
旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先または当社旅行契約上の責任において事務的・法的責任等に基づき発生する権利主張のためにご対応いただく必要が措置を要することがあります。この場合において、これがお客様の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。